

○豊中市立火葬場条例施行規則

平成27年3月17日

規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市立火葬場条例（平成26年豊中市条例第68号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用時間及び休場日)

第2条 豊中市立火葬場（以下「火葬場」という。）の使用時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを短縮し、又は延長することができる。

2 火葬場の休場日は、1月1日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(使用承認の申込み)

第3条 条例第3条の規定により火葬場を使用しようとする者は、火葬場使用承認申込書に墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条に規定する火葬許可証（条例別表備考の3に該当する者については、火葬許可証及び福祉事務所長が発行する保護証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込書の提出は、使用する日の前日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(使用承認)

第4条 火葬場の使用承認は、前条第1項の申込書を受け付けた順序による。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第5条 市長は、火葬場の使用を承認したときは、使用料を徴収し、火葬場使用料領収証書を申込者に交付する。

2 前項の火葬場使用料領収証書をもって使用承認書に代えるものとする。

3 市長は、第1項の承認に必要な条件を付することができる。

(使用承認書の提示)

第6条 火葬場の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際、交付された使用承認書を火葬場の職員（以下「職員」という。）に提示しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、条例第7条第2項の規定に基づき、使用者が次の各号のいずれかに該当し、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

- (1) 失業、廃業等により生活が困難となったとき。
 - (2) 災害により資産に損害を受け、生活が困難となったとき。
- (使用料の返還)

第8条 条例第8条ただし書の規定による使用料の返還は、次に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めによらない理由によって使用することができないとき既納の使用料の全額
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が相当の理由があると認めるとき既納の使用料の全額又はその都度市長の定める割合の額

2 前項の使用料の返還は、使用者の申込みに基づいて行う。

(建物の滅失等の届出)

第9条 使用者は、建物、附属物又は器具を滅失し、又は毀損したときは、直ちに届け出て、職員の指示を受けなければならない。

(指定管理者の公募)

第10条 条例第12条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、市の広報誌及びホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行う。

- (1) 火葬場の名称、所在地及び施設の概要
- (2) 指定管理者（条例第11条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者に指定しようとする期間
- (4) 応募に必要な資格
- (5) 指定管理者の指定の申込みの手続
- (6) その他市長が必要と認める事項

(指定申込書の提出等)

第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、条例第12条第2項の事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第11条第2項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）に関する収支計画書

- (2) 火葬場に関する管理体制計画
- (3) 個人情報の保護体制計画書
- (4) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）の定款，寄附行為，規約又はこれらに準ずるもの
- (5) 法人にあつては，登記事項証明書
- (6) 当該法人等の役員又は代表者その他これらに準ずる者の名簿
- (7) 当該法人等の事業の概要を記載した書類
- (8) 市長が指定する事業年度の当該法人等に関する事業報告書，貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- (9) 前項の申込書を提出する日の属する事業年度の当該法人等に関する事業計画書及び収支予算書又はこれらに類するもの
- (10) その他市長が必要と認める書類
(指定管理者の選定の基準)

第12条 条例第12条第3項第4号に規定する市規則で定める基準は，次のとおりとする。

- (1) 指定管理業務の遂行上知り得た個人情報を漏らさない体制及び不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (2) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。
- (3) その他市長が必要と認めて定める基準
(事業報告書の記載事項)

第13条 条例第14条の事業報告書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理業務の実施状況
- (2) 火葬場の利用状況
- (3) 火葬場の使用料の収入の状況
- (4) 指定管理業務に係る経費の収支状況
- (5) その他火葬場の管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項
(申込書等の様式)

第14条 この規則による申込書等の書類の様式については，市長が別に定める。

(施行細目)

第15条 この規則の施行について必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は，平成27年4月1日から施行する。

- 2 市営葬儀条例施行規則（昭和33年豊中市規則第7号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際、前項の規定による廃止前の市営葬儀条例施行規則第6条第1項の市営葬儀施設使用承認申込書は、当分の間、必要な修正を加えた上使用することができる。
 - 附 則（平成31年1月24日規則第5号）
この規則は、平成32年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和5年3月22日規則第13号抄）
1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。